08471P-00

合格へのはじめの一歩®

2020年度版

TAC行政書士講座
滝澤ななみ 編集協力

合格へのはじめの一歩 行政書士

売上No.1※ 入門書

みんなが欲しかった！

民法 債権法・相続法 改正対応

フルカラー

これで合・格が見える！

本気でやさしい入門書

イラスト満載の楽しい
オリエンテーション

学習内容がざっくりしっかりわかる
入門講義

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はしがき

行政書士は、「**街の法律家**」として、非常に人気の高い国家資格です。2006年（平成18年）の試験制度の改革によって、従来に比べて、より法律専門職として色合いの濃い試験内容になりました。

この行政書士になるためには、まず試験に合格しなければなりません。行政書士試験は、出題の中心となる**法令科目**の５科目に加えて、**一般知識科目**として政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、そして文章理解からも出題があり、**出題範囲の広い国家試験**といえます。そこで、効率的・戦略的に学習を進めていくために必要となるのは、**合格後のイメージを持つこと**と、試験全体や各科目の**全体像を把握すること**です。

そのための第一歩となるのが本書です。本書は、タイトルの「合格へのはじめの一歩」とあるように、はじめて行政書士試験の学習に取り組もうとされる方に向けた１冊です。

「**オリエンテーション編**」で資格や試験の概要、学習方法などを紹介することにより合格への道筋と合格後のイメージを持てるようにするとともに、「**入門講義編**」で各科目の全体像から基本的事項を学習できるように構成しています。フルカラーでイラストや板書を豊富に収録しているので、わかりやすく、スムーズに学習を進めることができるでしょう。

必ずや、本書が合格への第一歩を踏み出す皆さんの道標になることと確信していますので、頑張っていきましょう。

2019年10月

TAC行政書士講座

CONTENTS

オリエンテーション編

合格へのはじめの一歩 スタートアップ講座

1 行政書士になるまで …… (8)
2 行政書士とはどんな資格？ …… (10)
3 行政書士の試験ってどんな試験？ …… (17)
4 学習プランの紹介 …… (24)
5 科目ごとの特徴をざっくり知ろう …… (27)
6 民法改正まとめ講義 …… (34)

入門講義編

第1編 憲 法

Section 0 憲法とは？ …… 2

CHAPTER 1 総論

Section 1 憲法の意味 …… 4
Section 2 憲法の基本原理 …… 7
過去問チェック！ …… 9

CHAPTER 2 人権

Section 1 人権享有主体 …… 10
Section 2 人権の限界 …… 12
Section 3 幸福追求権 …… 14
Section 4 法の下の平等 …… 16
Section 5 自由権 …… 18
Section 6 受益権 …… 28
Section 7 参政権 …… 30
Section 8 社会権 …… 31
過去問チェック！ …… 33

CHAPTER 3 統治

Section 1 国会 …… 35
Section 2 内閣 …… 40
Section 3 裁判所 …… 43
Section 4 天皇 …… 47
Section 5 財政 …… 48
過去問チェック！ …… 49

第2編 民 法

Section 0 民法とは？ …… 52

CHAPTER 1 総則

Section 1 能力 …… 59
Section 2 失踪宣告 …… 64
Section 3 意思表示 …… 66
Section 4 代理 …… 72
Section 5 時効 …… 78
過去問チェック！ …… 84

CHAPTER 2 物権

Section 1 物権と物権的請求権 …… 86
Section 2 不動産物権変動と登記 …… 88
Section 3 占有権 …… 92
Section 4 即時取得 …… 94
Section 5 所有権 …… 96
Section 6 用益物権 …… 98
Section 7 担保物権 …… 100
過去問チェック！ …… 107

CHAPTER 3 債権

Section 1 債権債務関係 …… 109
Section 2 債務不履行 …… 111
Section 3 債権の保全 …… 114
Section 4 債権譲渡 …… 119
Section 5 債権の消滅 …… 123
Section 6 多数当事者の債権債務関係 …… 128
Section 7 契約総論 …… 134
Section 8 契約各論 …… 137
Section 9 契約以外の債権発生原因 …… 142
過去問チェック！ …… 146

CHAPTER 4 親族・相続

Section 1 親族 …… 148
Section 2 相続 …… 152
過去問チェック！ …… 158

第3編 行政法

Section 0 行政法とは？ …… 160

CHAPTER 1 行政法の一般的な法理論

Section 1 行政法の基本原則 …… 165
Section 2 公法と私法 …… 168
Section 3 行政組織 …… 171
Section 4 行政行為 …… 175
Section 5 行政行為以外の行政作用 …… 186

Section 6　行政強制・行政罰 …… 191
過去問チェック！ …… 196
CHAPTER 2　行政手続法
Section 1　総則 …… 198
Section 2　処分 …… 202
Section 3　行政指導、届出、命令等制定 …… 209
過去問チェック！ …… 212
CHAPTER 3　行政不服審査法
Section 1　総則 …… 213
Section 2　審査請求 …… 216
Section 3　審査請求以外の不服申立て …… 223
Section 4　教示 …… 225
過去問チェック！ …… 227
CHAPTER 4　行政事件訴訟法
Section 1　行政事件訴訟の類型 …… 228
Section 2　取消訴訟 …… 230
Section 3　取消訴訟以外の訴訟 …… 243
Section 4　教示 …… 247
過去問チェック！ …… 249
CHAPTER 5　国家賠償・損失補償
Section 1　国家賠償法 …… 250
Section 2　損失補償 …… 254
過去問チェック！ …… 255
CHAPTER 6　地方自治法
Section 1　地方公共団体 …… 256
Section 2　住民の権利 …… 259
Section 3　地方公共団体の機関 …… 262
Section 4　条例・規則 …… 266
過去問チェック！ …… 267

第4編　商　法
Section 0　商法・会社法とは？ …… 270
CHAPTER 1　商法
Section 1　商法総則 …… 275
Section 2　商行為 …… 279
過去問チェック！ …… 281
CHAPTER 2　会社法
Section 1　総論 …… 282
Section 2　会社の設立 …… 286
Section 3　株式 …… 289
Section 4　会社の機関 …… 293
過去問チェック！ …… 299

第5編　基礎法学
Section 0　基礎法学とは？ …… 302
CHAPTER 1　法学
Section 1　法律用語 …… 303
Section 2　法の名称 …… 307
過去問チェック！ …… 309
CHAPTER 2　裁判制度
Section 1　裁判所 …… 310
Section 2　裁判外紛争処理（ADR） …… 313
過去問チェック！ …… 314

第6編　一般知識
Section 0　一般知識とは？ …… 316
CHAPTER 1　政治
Section 1　国内の政治 …… 318
Section 2　国際政治 …… 325
過去問チェック！ …… 330
CHAPTER 2　経済
Section 1　財政 …… 331
Section 2　経済 …… 338
過去問チェック！ …… 343
CHAPTER 3　社会
Section 1　環境問題 …… 344
Section 2　社会保障 …… 347
Section 3　雇用・労働 …… 351
過去問チェック！ …… 353
CHAPTER 4　情報通信・個人情報保護
Section 1　情報通信 …… 354
Section 2　個人情報保護 …… 360
過去問チェック！ …… 369
CHAPTER 5　文章理解
Section 1　文章理解 …… 370

索　引 …… 373

本書の効果的な学習法

1　オリエンテーション編で試験、資格について知りましょう！

まずは**スタートアップ講座**からはじめましょう！　行政書士の仕事内容、試験の実施日程や試験問題の形式、さらに合格までにどのような勉強をしていくのかが、イラストとともにわかりやすく掲載されています。

2　入門講義編で行政書士試験の学習内容の概要を学びましょう！

次に、行政書士試験で学ぶ全科目の**入門講義**に進みます。『行政書士の教科書』と同様の章立てで、知識理解のための土台となるものを、わかりやすくまとめています。図解も満載で、楽しく読み進めていくことができます。また、本文中の色の付いているところを追っていくことで、最重要の用語や定義などをおさえることができます。１つのCHAPTERを読み終えたら、知識確認として、**「過去問チェック！」**を解き、実際の試験問題も体感してみましょう。

●Section●はざっくりこんな話
まずは概要をイラストとともに確認してから学習をスタートします！

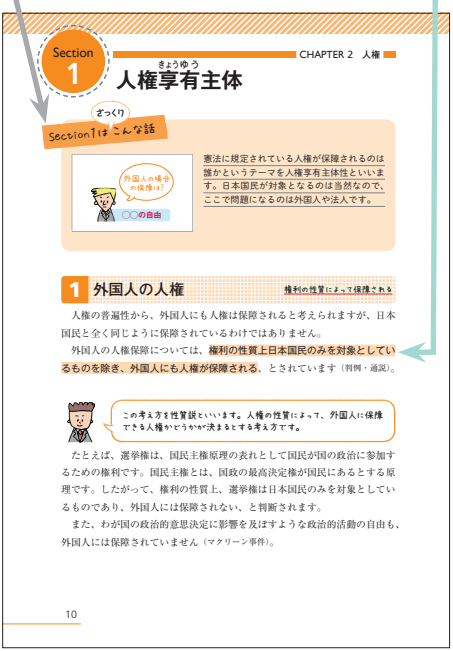

●板書
重要ポイントが一目瞭然です！

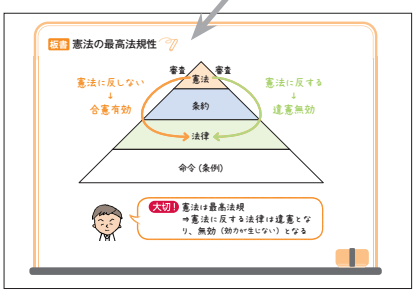

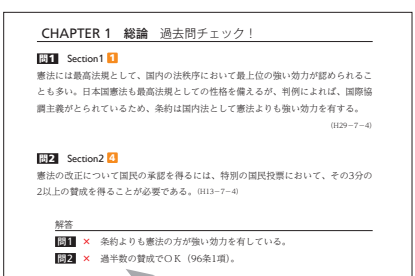

●過去問チェック！
入門講義を読めば解ける問題を厳選しています！

オリエンテーション編

合格へのはじめの一歩

スタートアップ講座

1　行政書士になるまで

行政書士は、国家資格です。
本試験に合格して、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会の登録を受ければ、「行政書士」として仕事ができるようになります。ここでは、そのフローを簡単にご紹介します。

スタート

まずは勉強を頑張ろう

7月下旬～8月下旬
受験申込

申込を忘れずに！

11月
行政書士試験受験

1月
行政書士試験合格

欠格事由がある？

たとえば、
未成年者や、刑に処せられたり執行猶予が終わってから3年が経過していない人などです。

① 弁護士、弁理士、公認会計士、税理士となる資格を有する者
② 国や地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間、特定独立行政法人や特定地方独立行政法人の役員または職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が、通算して一定期間になる者

ない

日本行政書士会連合会に名簿登録・都道府県行政書士会に入会

行政書士登録

【参考】行政書士の登録費用
（東京都行政書士会の場合。2019〈平成31〉年2月末日現在）

登　録	登録免許税　30,000円	←収入印紙
	登録手数料　25,000円	←事前に銀行振込
行政書士会入会	入会金200,000円	←事前に銀行振込
	行政書士会会費3ヶ月分18,000円 行政書士政治連盟会費3ヶ月分3,000円 } 21,000円	←現金を窓口へ持参

2　行政書士とはどんな資格？

「行政書士」ってどんな資格なんだろう？
資格をとるとどんなメリットがあるの？
…こんな数々のギモン点にお答えします。

行政書士＝国民にもっとも身近な「街の法律家」

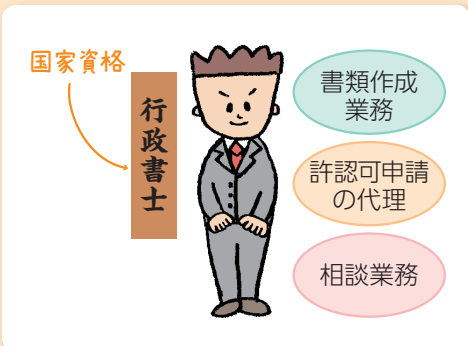

行政書士は、1951年（昭和26年）に成立した「行政書士法」により誕生した「国家資格」です。

行政書士の仕事は、大きく分けて、「書類作成業務」「許認可申請の代理」「相談業務」の３つに分類されます。これらは、行政書士法１条の２と１条の３に記載された法定業務です。

書類作成業務とは？

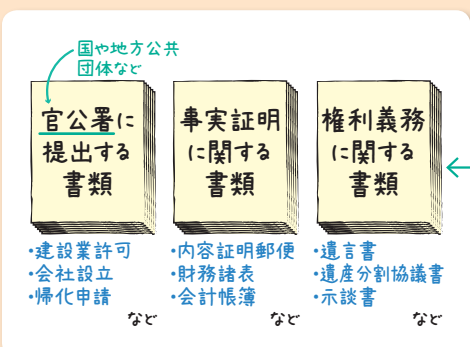

行政書士は書類の作成代理人として、法的な問題が起こらないように、事前予防の観点から契約書等の作成をしていきます。

作成できる書類は、大きく３つに分類できます。

許認可申請の代理とは？

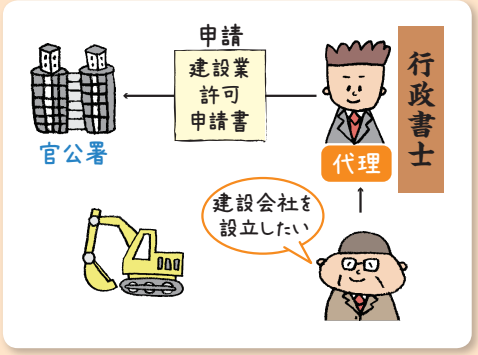

そして、行政書士は作成した書類を、依頼主に代理して、官公署に提出することが認められています。

そのため、国民（依頼主）と官公署を結ぶパイプ役として、交渉（折衝）能力が求められます。

相談業務とは？

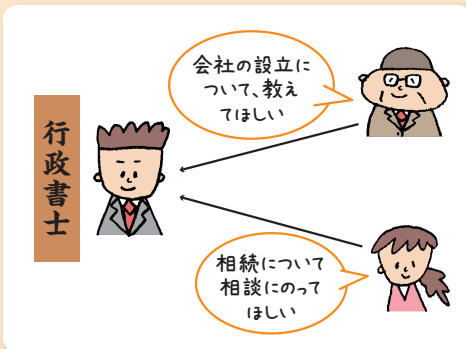

また、顧客から依頼された書類作成について、相談に応じることが業務として認められています。

相続手続に関する相談といった個人レベルの内容から、企業の経営・法務相談といったコンサルティング業務まで、内容はさまざまです。

最近では、書類作成に伴う相談業務を通じて、顧客が抱える問題にアドバイスしたり、新規ビジネスの提案をしたりなど、コンサルティング業をメインとする人も多くなっています。

現在では、書類を作成しなくても、依頼者に相談料を請求することができます。

行政書士の業務種類（範囲）は？

行政書士の業務種類（範囲）は、一説には7,000〜10,000種類といわれています。

ただ、業務の需要と供給のバランスから、主に行われている業務はわりと固定化されています。
主な具体的な業務をいくつか見てみましょう。

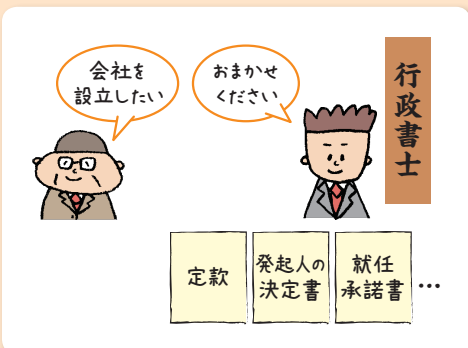

行政書士の業務① 会社設立

会社設立のためには、定款の作成のほか、さまざまな書類の作成・申請が必要になります。行政書士は、この準備段階から相談を受けて、一連の作業にかかわることができます。

行政書士の業務② 許認可申請

建設業、運輸業、旅館や飲食店などの開業・変更に必要な許認可申請書類の作成、手続の代理などを行えます。
もちろん、これらの開業に伴う相談も受けることができます。

3　行政書士の試験ってどんな試験?

行政書士試験とはどんな試験なのか、
受験データや試験制度の概要を見ていきましょう。

以下は、2019年10月現在の情報に基づいています。試験の詳細などについては、一般財団法人 行政書士試験研究センター（以下「センター」という）のホームページなどで、必ずご自身でご確認ください。

Ⅰ　受験データを見てみよう

受験データ①　受験者数、合格者数等の推移

行政書士試験の過去10年の受験者数、合格者数等は、以下のとおりです。

年度	H21年度(2009年)	H22年度(2010年)	H23年度(2011年)	H24年度(2012年)	H25年度(2013年)
受験申込者数(人)	83,819	88,651	83,543	75,817	70,896
受験者数（人）	67,348	70,586	66,297	59,948	55,436
合格者数（人）	6,095	4,662	5,337	5,508	5,597
合格率	9.1%	6.6%	8.1%	9.2%	10.1%

年度	H26年度(2014年)	H27年度(2015年)	H28年度(2016年)	H29年度(2017年)	H30年度(2018年)
受験申込者数(人)	62,172	56,965	53,456	52,214	50,926
受験者数（人）	48,869	44,366	41,053	40,449	39,105
合格者数（人）	4,043	5,820	4,084	6,360	4,968
合格率	8.3%	13.1%	10.0%	15.7%	12.7%

気になる合格率は、低い年で6.6%、高い年で15.7%となっていて、10年間の平均は10.3%くらいです。

ここ4年は、10%を超えるような高い合格率が続いていますが、今後どのように推移していくかは注目が必要です。

なお、平成26年度(2014年)は、現在の試験制度が平成18年度(2006年)に導入されて以来はじめて、補正的措置が実施され、法令科目の合格基準が引き下げられました。

受験データ②　平成30年度 合格者の年齢別割合

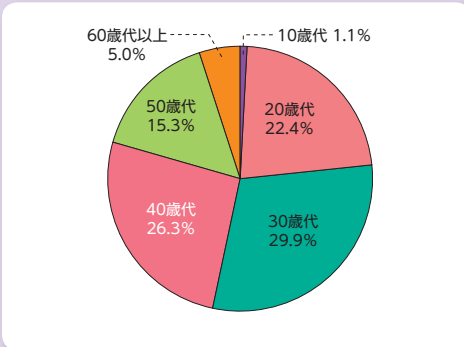

つづいて、平成30年度（2018年）試験の合格者について、いろいろな角度から見てみましょう。

まずは、合格者の年齢構成です。

30歳代が１位、40歳代が２位で、合わせて半数以上を占めています。次に多いのが20歳代となっています。

ただ、50歳代以上も一定数いますので、幅広い年齢層に受け入れられている試験といえるのではないでしょうか!?

ちなみに、最年少合格者は16歳（１名）、最年長合格者は77歳（２名）でした。

受験データ③　平成30年度 合格者の男女別割合

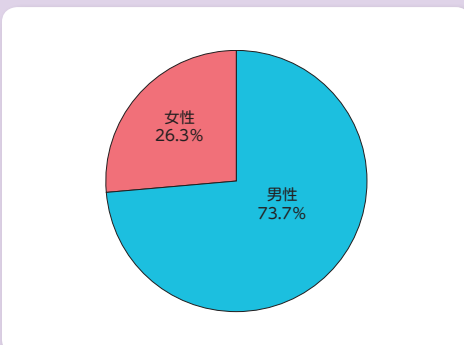

次に、合格者の男女別割合を見てみましょう。

男性が多くなっていますが、以前から女性も一定割合いますので、「圧倒的に」とまではいえないでしょう。

ちなみに、男女別の年齢構成は、男性は全体の年齢構成とほぼ同じような割合ですが、女性は30歳代が33.3%と他より一段階多くなっています。

※以上、各データは行政書士試験研究センターから公表されている資料に基づいて作成

Ⅱ　試験の概要を知ろう

本試験の実施日程〈令和元年度(2019年)例)〉

行政書士試験は、年１回、11月の第２日曜日に、全国47都道府県で実施されます。
令和元年度（2019年）の本試験は下記のようなスケジュールです。

〈受験申込みから合格発表までの流れ〉

次のどちらかの方法により、受験申込みをします。

郵送による受験申込み
7月29日(月)～8月30日(金)消印有効

1. 受験願書の記入と顔写真の貼付
   ※受験願書に記入
   ※顔写真のサイズ(縦4cm×横3cm／カラー写真)
2. 受験手数料の払込み
   ※専用の振替払込用紙で郵便局の窓口で受験手数料7,000円を払込み(ATM使用不可)
3. 振替払込受付証明書を貼り郵送

インターネットによる受験申込み
7月29日(月)～8月27日(火)午後5時

1. インターネット申込条件に「同意」受験願書と顔写真画像を登録
   ※受験申込画面で必要事項を入力
   ※顔写真画像のサイズ(高さ4:幅3の割合)
2. 受験手数料の払込み
   ※本人名義のクレジットカードまたはコンビニエンスストアで受験手数料7,000円を払込み
3. 登録完了メールが届いたら申込完了

4. 受験票の送付(10月21日(月)予定)
5. 試験　11月10日(日)午後1時から午後4時(180分)
6. 合格発表　令和2年(2020年)1月29日(水)午前9時
   ※合格者の受験番号がセンター事務所の掲示板とホームページに公表されます

受験願書・試験案内は、「窓口で受け取る」方法と、「センターに郵便で請求して郵送してもらう」方法の２通りがあります。
利用できるクレジットカードやコンビニエンスストアは、指定されています。

受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。

みんなが欲しかった！

行政書士

合格への はじめの一歩

2020 年度版

TAC行政書士講座
滝澤ななみ 編集協力

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

入門講義編

第1編
憲　法

CHAPTER 1　総論
CHAPTER 2　人権
CHAPTER 3　統治

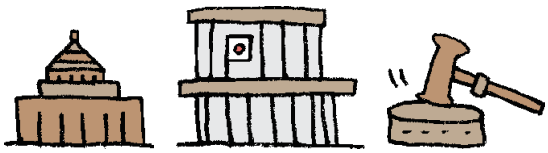

Section 0

憲法とは？

1 憲法の意義

憲法は国家権力を制限するルール

憲法は何のための法規範なのでしょうか？

憲法は、国民の権利や自由を守るために、国家権力を制限するために作られた法規範です。

したがって、民法や刑法などの法律と異なり、国民が守るように求められているのではなく、国家権力が守るように求められているルールなのです。

板書 憲法の意義

国家を統治するには権力が必要

みんなで暮らしていくにはルールが必要で、ルール違反をする者は取り締まる必要もある

↓ しかし

権力者は権力を濫用（らんよう）しがちで、歯止めをかける必要があるから、憲法を作って国家権力の濫用から国民を守ることにした

↓ つまり

憲法は、国民の権利や自由の保障のために作られたルールであり、国家権力を制限するルールといえる

2 憲法の全体構造

人権と統治の２分野で構成

憲法は基本的人権と統治機構の２つの分野から構成されています。

憲法は国民の権利・自由を守ることを目的に作られたルールです。したがって、基本的人権の保障が目的であり、統治機構の規定はそのための手段として規定されていると考えられています。

板書 憲法の全体構造

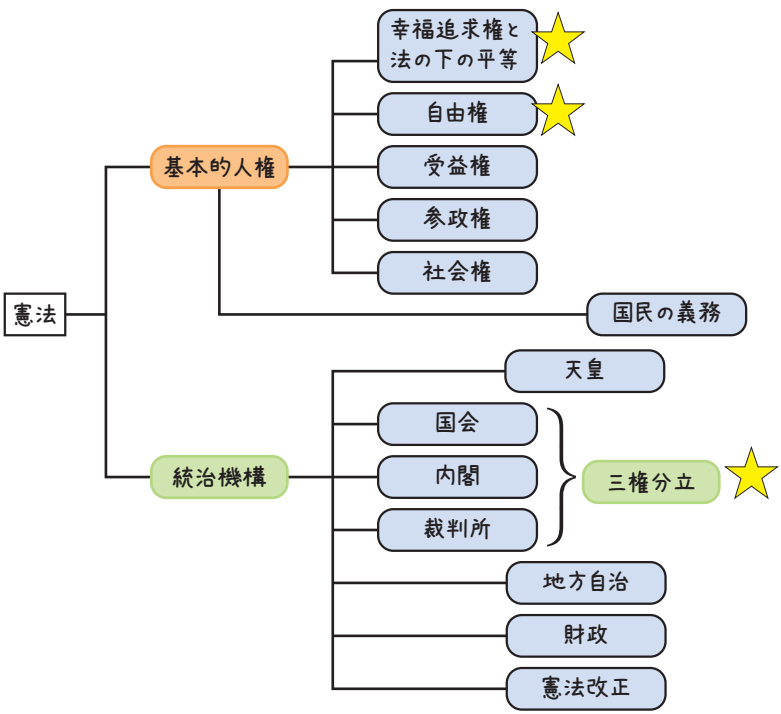

大切！ 試験的に重要なのは、☆印を付けた部分です。☆印が付いた部分で出題内容の８割程度がカバーされています

Section 1 憲法の意味

ざっくり
Section 1 は こんな話

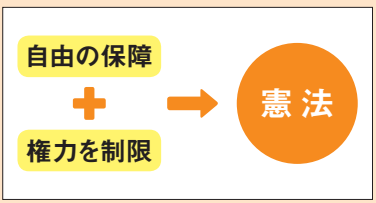

憲法の大きな特徴を押さえます。憲法規範の３つの特質と統治の大原則である権力分立制についてみていきましょう。

1 憲法規範の特質

憲法には３つの特質がある

憲法規範には、①自由の基礎法、②制限規範（せいげんきはん）、③最高法規（さいこうほうき）という３つの特質があります。

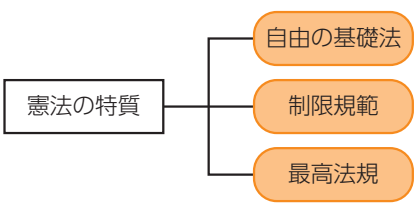

❶ 自由の基礎法

憲法が制定された目的は、国民の自由が国家権力によって不当に制限されることのないようにすることでした。

そこで、憲法は、国民の自由を保障する規定（人権規定）をおき、国民の自由を基礎づける自由の基礎法としての特質を備えています。

❷ 制限規範

憲法が自由の基礎法として国民の自由を守るためには、その権利・自由を侵害する可能性の高い存在である国家権力を制限していくことが必要になり

ます。

そこで、憲法は、国民の自由を国家権力から守るという意味で、国家権力を制限する法（＝制限規範）としての特質も備えています。

❸ 最高法規

憲法が国民の自由を守るため国家権力を制限していく法であるとすると、すべての国家権力よりも上位にあって、すべての国家権力に歯止めをかけることが可能でなければなりません。

そのためには、憲法の効力が他の法規範に優越し、わが国の法体系のなかで最上位にあることが必要になります。このことを憲法の最高法規性といいます。その結果、憲法に反する法規範は無効となります。

憲法に反することを「違憲」といいます。

板書 憲法の最高法規性

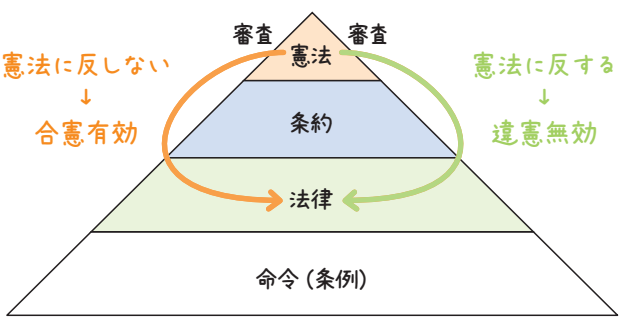

大切！ 憲法は最高法規
⇒憲法に反する法律は違憲となり、無効（効力が生じない）となる

2 三権分立（ぶんりつ）

立法権・行政権・司法権の三権分立

1 権力分立制

国家権力が１つの国家機関に集中すると、権力の濫用が生じ、国民の権利・自由が侵害されるおそれが生じます。

そこで、国家の作用を性質に応じて区別し、それを分離して異なる機関に担当させるようにします。それによって各機関が抑制し合い、相互に均衡を保つことで国民の人権を保障しようとする仕組みが権力分立制です。

2 三権分立

権力分立制の典型的なあり方が立法権・行政権・司法権の３つに分ける三権分立です。日本国憲法においては、立法権を国会に、行政権を内閣に、司法権を裁判所に担当させています。

板書 三権分立

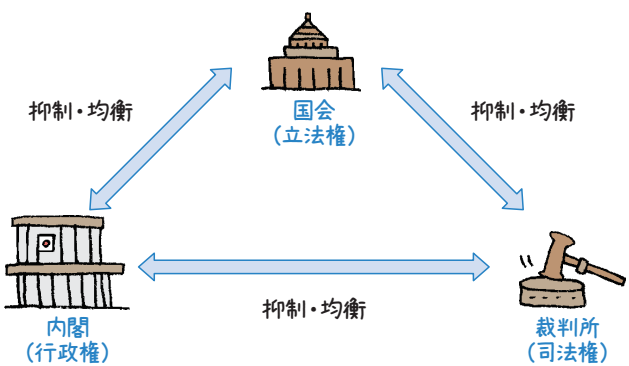

大切！ 国会－立法権、内閣－行政権、裁判所－司法権という三権分立制は国民の人権保障を目的とする制度

Section 2 憲法の基本原理

ざっくり
Section2はこんな話

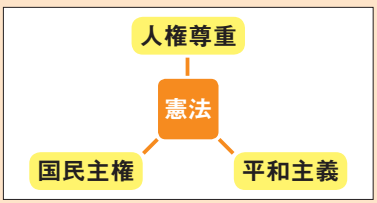

日本国憲法の三大原理として、①国民主権、②基本的人権の尊重、③平和主義があります。ここではその概要と憲法改正についてみていきましょう。

【憲法の三大原理】

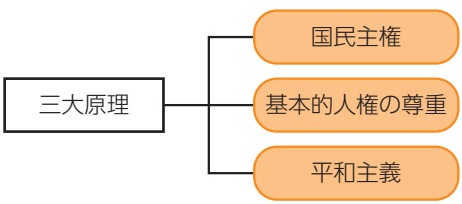

1 国民主権（しゅけん）

国民が国政の決定権者

国民主権とは、簡単にいえば、国民が政治の主人公であるということです。もう少し厳密な言い方をすれば、この場合の主権とは国政の最高決定権のことを指しています。

したがって、国政の最高決定権が国民にあること、つまり、国民に国の政治のあり方を最終的に決定する力があるということです。

主権という言葉には複数の意味があります。
①国家の統治権、②国家権力の最高独立性、③国政の最高決定権の3つです。国民主権という場合、③の意味で使われています。

2 基本的人権の尊重

人権は人が当然に有する権利

基本的人権とは、人間であることにより当然に有する権利を指すとされています。

憲法は国民の自由を守るための法ですから、国民の権利・自由の保障を意味する基本的人権の尊重は、憲法がよって立つ大きな原理です。

ただし、基本的人権という表現は、人権の中で基本的なものを特に指すものではなく、人権が基本的な権利であることを明らかにするための表現にすぎません。「基本的人権」＝「人権」と考えておきましょう。

基本的人権には、①普遍性、②固有性、③不可侵性の３つの性質があるとされています。

板書 基本的人権の性質

- 人権の性質
  - 普遍性 ― 人権が人種・性別・身分などの区別なく、人間であれば享受できる権利であること
  - 固有性 ― 人権が、人間であることにより当然に有するとされる権利であること
  - 不可侵性 ― 人権が原則として公権力により侵害されないとされていること

3 平和主義

戦争放棄・戦力の不保持

日本国憲法では、徹底した平和主義の立場をとっており、戦争放棄・戦力不保持等を明文で宣言（９条）しています。

4 憲法改正

改正手続は厳格

日本国憲法は改正が可能ですが、その手続は非常に厳格（げんかく）なものとなっています。

このように**通常の法律制定手続よりも厳格な改正手続が定められている憲法**を**硬性憲法**（こうせい）といいます。

具体的には、①各議院の総議員の３分の２以上の賛成⇒②国会の発議⇒③国民投票で過半数の賛成⇒④天皇の公布という手続が必要です（96条）。

CHAPTER 1　総論　過去問チェック！

問1　Section1 **1**

憲法には最高法規として、国内の法秩序において最上位の強い効力が認められることも多い。日本国憲法も最高法規としての性格を備えるが、判例によれば、国際協調主義がとられているため、条約は国内法として憲法よりも強い効力を有する。

（H29－7－4）

問2　Section2 **4**

憲法の改正について国民の承認を得るには、特別の国民投票において、その3分の2以上の賛成を得ることが必要である。（H13－7－4）

解答

問1　×　条約よりも憲法の方が強い効力を有している。

問2　×　過半数の賛成でＯＫ（96条1項）。

執筆者

早川兼紹

慶應義塾大学文学部卒。

長年の大手資格試験予備校での講師経験により培った受験指導のノウハウを生かして教材制作・講師派遣の㈱FirstRiver を設立し、現在同社代表取締役。

主な著書には、『行政書士試験 肢別問題集』『行政書士試験 過去問ゼミナールシリーズ（全４冊）』（TAC 出版）などがある。

編集協力
滝澤ななみ

装丁
黒瀬章夫

イラスト
matsu（マツモト　ナオコ）

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2020年度版
みんなが欲しかった！行政書士　合格へのはじめの一歩

発行日　2019 年 11 月 15 日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（行政書士講座）
発行者　多田敏男
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区神田三崎町3-2-18

　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　　03-5276-9674
　　https://bookstore.tac-school.co.jp/
© TAC　2019

管理コード　　08471P-00

〈ご注意〉
　本書は，「著作権法」によって，著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき，無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると，著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合，および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には，小社宛許諾を求めてください。